

令和7年度 宇多津町立幼稚園預かり保育児募集



目 的

幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を当該幼稚園の管理下に置いて保育し、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育ての支援をすることを目的とします。

形 態

- (1) 預かり保育（年間を通じて利用又は1日単位で利用）

対象者

◎ 宇多津町立宇多津幼稚園に在籍する園児（概ね30名）で次のいずれかに該当する場合

- (1) 保護者に家事以外の就労がある者
- (2) 保護者又は家族に入通院、看護又は介護が必要な場合
- (3) 保護者又は家族が傷病、出産等により入院し、又は通院する者
- (4) その他園長が必要と認める場合

料 金

区 分		1日あたり
年間を通じて通常教育時間終了後の利用		450円
長期休業中の利用（夏季・冬季・年度末・年度初め）		600円
一時的に利用	通常教育時間終了後の場合	450円
	長期休業中等の場合	600円

【注意】

- ※ 上記の料金以外に飲食物及び教材等に係る実費相当の額（1日50円）が必要となります。
- ※ 長期休業中は1日あたり600円のうち無償となるのは、450円ですので150円は、ご家庭の負担となります。
- ※ 預かり保育時間・・・平 日：教育時間終了後～午後6時まで
幼稚園長期休業日：午前8時30分～午後6時まで
- ※ 預かり保育休業日・・・土曜日及び日曜日、国民の祝日、夏季閉庁日
年末年始（12/29～1/3）、振替休業日
年度末、年度初め
園長が指定した日、特別行事等によりやむを得ない日

申込受付期間

入園の申込時または預かり保育利用希望月の前月１８日までに、預かり保育申込書に必要な証明書等を添付して、幼稚園へ提出してください。

前月１８日までに申請できない場合、翌々月からの利用となります。

長期休業中の預かりの場合は、休業開始日の１週間前までに提出をお願いします。

ただし、突発的な場合につきましては、この限りではありません。

申込みの決定

提出された申請書及び証明書にて審査し、預かり保育の利用を決定した場合は「預かり保育決定通知書」を送付します。

なお、預かり保育の受入れに余裕がない場合は、受入れが出来ない場合があります。あらかじめご了承ください。

また、次に該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

※ 園児に該当しなくなったとき。

※ 手続きに偽りがあったとき。

※ 保育者の指示に従わないとき。

※ その他管理運営上支障があると認められるとき。

◎ 申し込み後に家庭の状況、勤務先等申込内容に変更が生じた場合は、速やかに園長に申し出てください。（保育開始後についても同様です。）

その他

※ 独立行政法人日本スポーツ振興センター保険への加入が条件となります。

※ 預かり保育の利用を辞退する場合は、利用予定日の前月の２５日までに辞退届を提出してください。

※ 長期休業期間中はお弁当が必要です。（給食なし）

※ 幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付認定申請をし認定された場合、無償化（償還払い）となります。

【お問合せ】

宇多津町立宇多津幼稚園 Tel 0877-49-0198

宇多津町教育委員会学校教育課 Tel 0877-49-8007（幼稚園担当）



